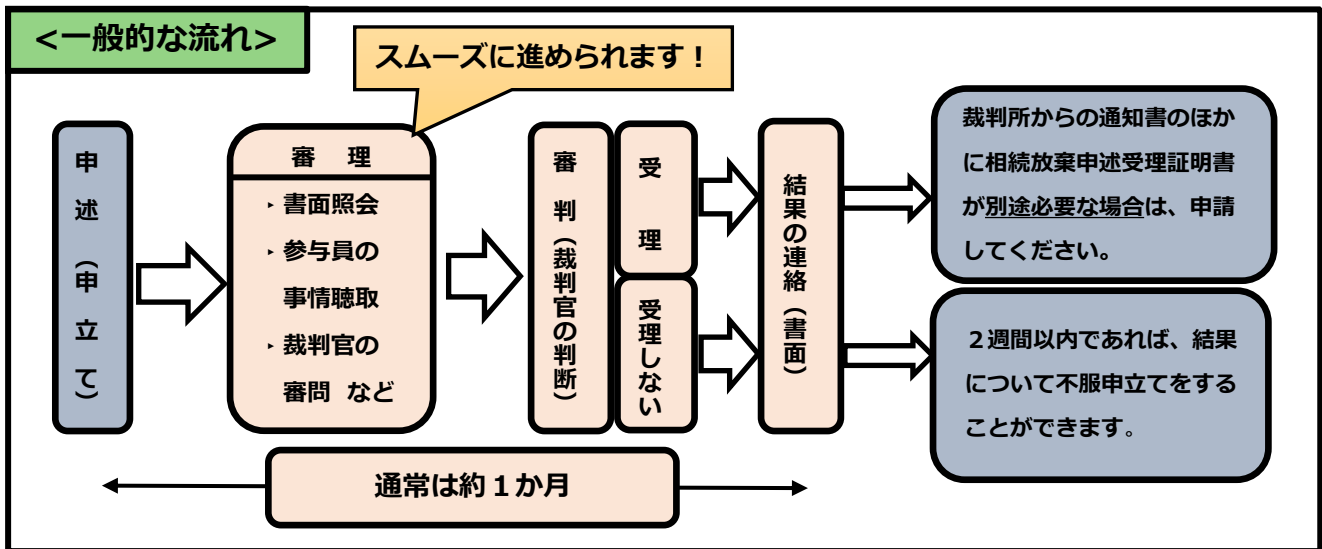


「相続放棄の申述の受理」の手続をとられる方へ ～手続をスムーズに進めるために～

相続放棄の申述の受理事件の一般的な手続の流れは図のとおりです。

ただし、下記の **資料** を申述書や戸籍謄本等と併せて提出又は持参いただくことにより、「審理」がスムーズに進みますので、できる限り準備するようにしてください。



< 資料 >

●【共通に必要なもの】

「相続の開始を知った日」が被相続人の死亡日（又は、先の順位の人相続人の相続放棄の申述が受理された日）から **3か月を経過**している場合で、「相続の開始を知った日」を裏付ける資料（<例>税金の滞納通知書など）があるときは、同資料のコピー

●【窓口申立てのときに必要なもの（申述人本人（※）が窓口に来ている場合に限り）】

申述人本人（※）の公的な身分証明書など（住所変更がある場合はその記載がされたもの）
<例>顔写真付き身分証明書（運転免許証、個人番号カードなど）、顔写真なし身分証明書（健康保険証など。窓口申立ての場合のみ顔写真なしの身分証明書でも可）、申述書に押印されている印鑑の印鑑登録証明書（原本に限る）

●【郵送申立てのときに必要なもの】

申述人本人（※）の公的な身分証明書など（住所変更がある場合はその記載がされたもの）
<例>顔写真付き身分証明書コピー（運転免許証[表面と裏面]、個人番号カード [表面のみ。裏面は不要]など）、申述書に押印されている印鑑の印鑑登録証明書（原本に限る）

※ 親権者や後見人等の法定代理人が申述人を代理して申立てする場合は、その代理人本人